

学校給食物資納入業者指名競争入札等参加資格申請について

津山市立戸島学校食育センター及び津山市立草加部学校食育センターで使用する食材料（以下「食材料」という。（主食及び飲料用牛乳を除く。））の指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）に参加を希望される方は、次の要領で関係書類を提出し審査を受けてください。

1 申請書の受付

(1) 受付期間 令和6年10月7日（月）から10月21日（月）まで

(ただし土曜日および日曜日を除きます。)

(2) 受付時間 午前9時から午後4時まで

(3) 受付場所 津山市役所6階 一般財団法人津山市都市整備公社 総務企画課

- ・提出時に申請書に記入された内容について説明することができる方が持参してください。
- ・不備のある場合は申請書を受理できません。
- ・郵送による提出は受付できません。

(4) 提出書類（各1部）

提出書類名	申請者		説明	備考
	法人	個人		
学校給食物資納入業者指名競争入札等参加資格申請書(様式第1号)	○	○	一般財団法人津山市都市整備公社に備付け	当公社ホームページからダウンロード可能
経営内容・使用印鑑届(様式第2号)	○	○	一般財団法人津山市都市整備公社に備付け	当公社ホームページからダウンロード可能
市税等の納税証明書	○	○	滞納がないことがわかるもの ※法人は会社の納税と個人の納税	原本(コピー不可)
国税等の納税証明書	○	○	納税証明書「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれかで滞納がないことがわかるもの	原本(コピー不可)
社会保険料納入証明書	○	—	対象期間令和5年4月～令和6年8月 未納がないことの証明 年金事務所にて発行	原本(コピー不可)
申立書(別紙2)	○	○	国税・市税・社会保険料等が完納でない場合。 完納となり次第、完納が確認できる証明を提出	当公社ホームページからダウンロード可能
登記事項証明書	○	—	法務局	原本(コピー不可)

印鑑証明書	○	○	法人は法務局、個人は市町村役場にて交付	原本(コピー不可)
住民票	—	○	市町村役場	原本(コピー不可)
身分証明書	—	○	代表者本籍地の役場で交付 法人は登記事項証明書で可	原本(コピー不可)
財務諸表(決算書)の 写し	○	○	申請書の提出前1年の事業年度のもの。個人にあっては収支決算書。	コピー
定款	○	—		コピー
許可・免許・登録証	○	○	営業の許可、認可などを必要とする業種は、これを受けていることを証する書面	コピー
委任状	○	—	年間を通じ、入札・見積・契約の締結を委任する必要がある場合	原本(コピー不可)
食品衛生監視票	○	○	食品製造加工業者のみ	コピー
津山市暴力団排除条例に係る誓約書	○	○	※津山市暴力団排除条例は津山市のホームページにてご確認ください。	当公社ホームページからダウンロード可能

《注意》・証明書類はすべて**3ヶ月以内**に発行されたものに限ります。

- ・社会保険料の納入証明は**令和5年4月～令和6年8月**の期間に未納がないことの証明を受けてください。
- ・津山市税等の納税証明については**令和6年10月1日(火)**以降の証明分に限ります。(2週間以内に納税したものについては、証明申請時に必ず領収書又は引落記帳済の通帳を持参して下さい。)
- ・国税・市税・社会保険料等が完納でない場合は、「申立書」を提出すれば、申請は受理しますが、指名保留となり入札等に参加できません。完納となり次第、完納が確認できる証明を提出して下さい。
- ・指名競争入札等参加資格が承認された方の業者名、住所、代表者名、分類は一般公開対象となります。
- ・津山市物品等指定業者に登録されている業者については、**学校給食物資納入業者指名競争入札等参加資格申請書(様式第1号)**、**経営内容・津山市物品等指定業者登録通知書の写し・使用印鑑届(様式第2号)**及び**津山市暴力団排除条例に係る誓約書の提出のみでかまいません。ただし、食品製造加工業者は食品衛生監視票の提出が必要です。**

2 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、学校給食物資納入業者指名競争入札等参加資格を承認した後、**令和6年12月1日から令和9年3月31日**までとします。

3 対象業者および参加資格

(1) 学校給食法及び関係法令等の趣旨をよく理解し、誠実に責任を自覚し、学校給食の実施に全幅の協

力を惜しまないものでなければならない。

- (2) 岡山県内に本店、支店、営業所等を有し、その営業年数が、令和6年10月1日(火)現在で2年以上あること。
- (3) 常時営業が行われていること。
- (4) 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- (5) 食品衛生法及び関係法令等の諸規定が遵守されていること。
- (6) 国税、市税等の滞納がないこと。
- (7) 食品製造加工業者については、保健所の食品衛生監視票の採点結果が、80点以上であること。
- (8) 津山市暴力団排除条例に違反していないこと。
- (9) 指定する日時に指定した方法で津山市立戸島学校食育センター及び津山市立草加部学校食育センターへ食材料を納入することが可能であること。

また、物資により各校(東小学校、西小学校、南小学校、北小学校、弥生小学校、向陽小学校、院庄小学校、佐良山小学校、一宮小学校、林田小学校、鶴山小学校、高田小学校、清泉小学校、高倉小学校、高野小学校、成名小学校、河辺小学校、大崎小学校、広野小学校、喬松小学校、中正小学校、誠道小学校、秀実小学校、加茂小学校、新野小学校、広戸小学校、勝加茂小学校、北陵中学校、鶴山中学校、津山西中学校、津山東中学校、中道中学校、久米中学校、加茂中学校、勝北中学校)へ直送とするものがあるため指定する日時に指定した方法で納入することが可能であること。

- (10) 食材料に過不足及び破損等が発生した場合、迅速な対応が可能であること。
- (11) 同業種で任意組合等を組織して登録することも可としますが、組合等で代表者を選任後、登録者全員を別紙に記入し前記1の(4)に規定する書類等を提出すること。(学校給食物資納入業者指名競争入札等参加資格申請書(様式第1号)、経営内容・使用印鑑届(様式第2号)、印鑑証明書及び身分証明書は代表者のみ提出のこと。)なお、発注、配送等については代表者に連絡するものとします。
- (12) 学校給食の実施予定数は、津山市立戸島学校食育センターで1日2献立、津山市立草加部学校食育センターで1日2献立、合計1日4献立を調理し、全体で1日約8,000食。年間195回程度です。

問い合わせ先 津山市山北520番地
一般財団法人津山市都市整備公社
総務企画課地域環境係
電話 (0868) 32-2126